

令和 5 年度

一般財団法人北谷地域振興センター事業計画書

令和5年度一般財団法人北谷地域振興センター事業計画

一般財団法人北谷地域振興センターは、一般財団法人の趣旨を踏まえ、公共性・公益性を確保しながら、柔軟性・機動性を生かし、より効率的かつ、安定的に各種公共サービスを担い行政の補完・補強的な機能を果たしてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などの社会的情勢のありようが不透明であり、人々の暮らし方や働き方等社会の動きは急激に変化しています。そのような中で、公園緑地や運動施設は、あらゆる世代の方々が様々な活動を行える身近なオープンスペースとして、その価値が益々高まっています。これからの「新しい日常」に対応しながら、密にならない利用の仕方やにぎわいづくりを模索し、利用者が安心して利用できる施設環境を提供してまいります。

令和5年度におきましても、利用者の皆様の健康と安全面を第一に考慮し、町からの受託事業や指定管理者事業のほか、自主事業として、健康増進普及事業で、スポーツツーリズムによる交流、野球、サッカー、テニス大会やスポーツ教室の開催、健康増進器具設置事業として公園内に健康増進器具の設置を行います。また、住環境整備事業として、引き続き独居高齢者世帯の草刈清掃の実施や緑化推進事業として公園内における草花の植栽を行うとともに、その他自主事業の益々の充実を図ってまいります。

1 事業計画の概要

都市緑化の推進及び環境の整備により、豊かな住環境の提供と環境衛生の向上に寄与するとともに、文化・スポーツの振興を図り、もって住民の心身の健全な発達に寄与し、活力ある地域づくりに貢献するため、今後とも、町民から信頼される組織として、町民の利便性を第一に考え、身近できめ細かな町民サービスの提供に最大限の努力を傾注してまいります。

2 事業計画

(1) 実施事業(継続事業)

公益目的支出計画の実施事業として、次の事業を実施する。

ア 地域振興事業

事業		実施事業(継続事業)	事業内容	主管課
自主事業	定款第4条第1号 緑化推進に関する事業	1 緑化推進事業 (1) 公園内の緑化整備	・ 草花の植付 ・ テッポウユリの球根植え付け(11月)	北谷地域 振興セン ター
	定款第4条第2号 文化・スポーツの振興 に関する事業	1 健康増進普及事業 (1) 第6回北谷町長旗少年野球大会 (第11回振興センター杯少年野球大会) (2) 第5回振興センター少年少女サッカー大会 (3) 第7回振興センターテニス大会 (児童・生徒・学生) (4) 第2回振興センターテニス大会 (一般) (5) スポーツ教室 フィットネス教室 ソフトボール教室 野球教室 カヌー教室 (6) スポーツツーリズム	・ 青少年の心身の健全な育成及び技術の向上 を図る交流大会 野球 テニス サッカー ・ ボクサフィットネス教室 ・ ヨガ教室 ・ ビックカメラ女子ソフトボール高崎(2月) ・ 元プロ野球選手による少年野球教室 ・ 親子カヌー体験教室 ・ スポーツ交流(青少年野球・サッカー等)	
		2 健康増進器具設置 (1) 健康器具	・ 健康器具の設置 公園内へ健康器具の設置	
		3 施設利用者感謝デー (1) 体育施設の無料開放	・ 体育施設、個人・団体に施設利用増進、スポーツに親しむことを目的に有料公園施設の無料開放(スポーツの日)	
	定款第4条第3号 地域環境の整備に関する事業	1 住環境整備事業 (1) 地域清掃活動	・ 北谷町内の高齢世帯(困窮者)及び老人独居世帯の草刈清掃等 ・ ボランティア活動推進及び回収運搬	

事業		実施事業(継続事業)	事業内容	主管課
指定 管理 者 事業	定款第4条第4号 公共的施設等の維持 管理に関する事業	1 北谷公園B地区(陸上競技場外6施設) 北谷公園 (1) 陸上競技場 (2) 野球場 (3) 庭球場 (4) ソフトボール場 (5) 屋内運動場 (6) 野球場サブグラウンド (7) 投球練習場	・ 常駐清掃員 5人×253日 ・ 有料公園利用許可申請受付及び許可書発行 ・ 利用料徴収 ・ 備品貸出 ・ 公園遊具の保全及び照明灯の保全 ・ 公園等美化清掃 ・ 施設の修繕	土木課
		2 安良波公園、砂辺馬場公園、あし びなあ公園 (1) 安良波公園(ビーチ除く) (2) 砂辺馬場公園 (3) あしびなあ公園 (4) 砂辺馬場公園ソフトボール場 (5) あしびなあ公園庭球場	(1) 常駐清掃員 4人×253日 (2) 定期清掃員 3人×159日 (3) 定期清掃員 3人× 53日 ・ 有料公園利用許可申請受付及び許可書発行 ・ 利用料徴収 ・ 備品貸出 ・ 公園遊具の保全及び照明灯の保全 ・ 公園等美化清掃 ・ 施設の修繕	土木課
		3 体育施設(桑江総合運動場) (1) 桑江総合運動場	(1) 定期清掃員 5人×1日×12回/年 ・ トイレ、駐車場清掃(月曜日～金曜日) (清掃員1名による清掃) ・ 体育施設利用許可申請受付及び許可書発行 ・ 利用料徴収 ・ 備品の保全 ・ 照明灯の保全	社会教育 課

(2) その他事業

公益目的支出計画の実施事業以外の事業として、次の事業を実施する。

ア 売店運営事業

事 業		そ の 他 事 業	事 業 内 容	主管課
売 店 運 営 事 業	定款第4条第6号 その他この法人の目的 を達成するために必要 な事業	1 物品販売運営事業 (1) バーベキュー食材販売	・ 学生セットバーベキュー ・ アラハセットバーベキュー ・ ゴールドセットバーベキュー ・ プラチナセットバーベキュー ・ 平日セットバーベキュー	北谷地域 振興センタ ー
		(2) 売店商品販売	・ サンオイル ・ レジャーシート ・ サーフパンツ ・ ビーチサンダル ・ スイムゴーグル ・ バスタオル ・ 水鉄砲 ・ シャボン玉 ・ その他	
		(3) パーラー飲食販売	・ かき氷・ホットドッグ・フライドポテト・沖縄そば ・ アメリカンドッグ・チキン唐揚げ・カレー等 ・ 生ビール・ハイボール・泡盛・ソフトドリンク等 ・ シーズンオフ時のパーラー営業	
		(4) パークゴルフ場 商品等販売	・ カロリーメイト・カップラーメン・その他	
		2 物品貸出運営事業 (1) アラハビーチ物品貸出	① 常設テント ② バーベキュー釜セット ③ ビーチパラソル ④ ビーチサマーベット ⑤ ビーチチェア ⑥ 浮き輪(小) ⑦ 浮き輪(大) ⑧ バレーボール	
	(2) 公園附属施設物品貸出	① バスケットボール ② サッカーボール ③ バレーボール ④ スケートボードヘルメット ⑤ スケートボード		

イ 自動販売機設置運営事業

事業		その他事業	事業内容	主管課
自動販売機設置運営事業	定款第4条第6号 その他この法人の目的を達成するために必要な事業	1 自動販売機設置場所		北谷地域振興センター
		(1) 北谷公園	(1) 自動販売機設置	
		① 陸上競技場	① 自動販売機設置 5基	
		② 野球場一塁側	② 自動販売機設置 4基	
		③ 野球場三塁側	③ 自動販売機設置 4基	
		④ 庭球場	④ 自動販売機設置 3基	
		⑤ ソフトボール場一塁側	⑤ 自動販売機設置 2基	
		⑥ 屋内運動場	⑥ 自動販売機設置 4基	
		⑦ 北谷公園管理棟	⑦ 自動販売機設置 1基	
		⑧ 北谷公園アーチ入り口	⑧ 自動販売機設置 1基	
			小計 24基	
		(2) 安良波公園	(2) 自動販売機設置 15基	
		(3) 砂辺馬場公園	(3) 自動販売機設置 6基	
		(4) 砂辺馬場公園ソフトボール場	(4) 自動販売機設置 1基	
		(5) あしびな公園庭球場	(5) 自動販売機設置 2基	
			小計 24基	
		(6) 桑江総合運動場	(6) 自動販売機設置 4基	
		(7) 宮城屋外運動場	(7) 自動販売機設置 2基	
			小計 6基	
		(8) 謝荊公園	(8) 自動販売機設置 3基	
		(9) 桃原公園	(9) 自動販売機設置 2基	
		(10) 港公園	(10) 自動販売機設置 2基	
		(11) 桑江公園	(11) 自動販売機設置 1基	
		(12) 宇地原公園	(12) 自動販売機設置 2基	
		(13) 北玉公園	(13) 自動販売機設置 2基	
		(14) 美浜第3公園	(14) 自動販売機設置 1基	
			小計 13基	
		(15) ナガサ公園	(15) 自動販売機設置 2基	
			小計 2基	
		(16) 奈留川西公園	(16) 自動販売機設置 2基	
			小計 2基	
		(17) 北谷町パークゴルフ場	(17) 自動販売機設置 2基	
			小計 2基	
			合計 73基	

ウ 管理・運営等事業

事業		その他事業	事業内容	主管課
指定管理者事業	定款第4条第4号 公共的施設等の維持管理に関する事業	1 桑江公園外26公園及び安良波公園(ビーチ部分)		上木課
		(1) 桑江公園	(1) 常駐清掃員 4人×253日	
		(2) 桃原公園	(2) 常駐清掃員 4人×253日	
		(3) 謝荊公園	(3) 定期清掃員 5人×106日	
		(4) 宇地原公園	(4) 定期清掃員 5人×106日	
		(5) 上勢桑江公園	(5) 定期清掃員 5人×106日	
		(6) 新川自然ふれあい公園	(6) 定期清掃員 5人×106日	
		(7) 安良波公園(ビーチ部分)	(7) ビーチ監視業務 8人(4月～10月)	
			・公園内行為利用許可申請受付及び許可書発行	
			・利用料徴収	
			・公園遊具の保全及び照明灯の保全	
			・公園等美化清掃	
			・施設の修繕	
			・駐車場ゲートの開閉	
		上記外21公園		
		(1) 北玉公園	(1)～(3)・(5)・(19)の公園	
		(2) 上勢頭北公園	・トイレ清掃及び公園内清掃員 4人(毎週月・金)／年	
		(3) 上勢頭南公園		
		(4) 宮城公園	(4)・(6)～(18)・(20)・(21)の公園	
		(5) 港公園	・公園内清掃 2人(毎週月・金)／年	
		(6) 桃原東公園		
		(7) 宇地原第一公園	(1)～(21)の公園	
		(8) 宇地原第二公園	・高木剪定 随時／年	
			・北谷地域振興センター	

事業		その他事業	事業内容	主管課
指 定 管 理 者 事 業	定款第4条第4号 公共的施設等の維持 管理に関する事業	(9) 伊平第一公園 (10) 桑江第一公園 (11) 宮城北公園 (12) 砂辺第一公園 (13) 桃原西公園 (14) 北前第一公園 (15) 北前第二公園 (16) 北前第三公園 (17) 美浜第一公園 (18) 美浜第二公園 (19) 美浜第三公園 (20) 美浜第四公園 (21) 美浜第五公園	(1)～(11)の公園 ・ 定期清掃 北谷町シルバー人材センターへの委託 ・ 定期清掃員 5人×4回/年 (12)～(21)の公園 ・ 土木課より、シルバーへ定期清掃委託	土木課
		2 ナガサ公園	(1) 定期清掃員 5人×4日×12回/年 ・ トイレ清掃(月曜日・金曜日) ・ 高木剪定 ・ 遊具の保全及び照明灯の保全 ・ 軽微な修繕	土木課
		3 奈留川西公園	(1) 定期清掃員 5人×4日×12回/年 ・ トイレ清掃(月曜日・金曜日) ・ 高木剪定 ・ 駐車場ゲートの開閉 ・ 遊具の保全及び照明灯の保全 ・ 軽微な修繕	土木課
		4 北谷町営駐車場(美浜駐車場) (1) 美浜駐車場	・ 定期清掃員 2人×253日(月曜日～金曜日) ・ 定期清掃員 1人×104日(土曜日・日曜日) ・ 低木剪定 ・ ゲートの開閉 ・ 照明灯の保全 ・ 軽微な修繕 ・ 警備員 1人(18時～08時) ・ 交通整理警備員 2人 (土曜日、日曜日、祝日13時～22時) ・ 夜間利用遵守事項指導警備員 5人 (毎月2回22時～02時)	観光課
		5 体育施設(宮城屋外運動場) (1) 宮城屋外運動場	(1) 定期清掃員 5人×1日×12回/年 ・ トイレ・駐車場清掃(毎週月曜日・水曜日・金曜日) ・ 体育施設利用許可申請受付及び許可書発行 ・ 利用料徴収 ・ 遊具の保全及び照明灯の保全 ・ 軽微な修繕 ・ 駐車場ゲートの開閉	社会教育課
		6 北谷町パークゴルフ場施設 (1) パークゴルフ場	・ 利用料徴収 ・ 備品の貸出 ・ 施設利用許可申請受付及び許可書発行(大会等) ・ 施設内清掃・トイレ清掃・駐車場清掃 ・ 軽微な修繕 ・ 芝生の管理 ・ 駐車場ゲートの開閉	土木課

事業		その他事業	事業内容	
受託事業	定款第4条第5号 道路等の管理及びゴミ の収集運搬に関する 事業	1 町道の清掃管理 (1) 町道	・ 定期清掃員 15人×238日 ・ 町道の清掃・側溝清掃 ・ 低木の剪定 ・ 街灯の保全 ・ 軽微な修繕 ・ 常駐清掃員 1人 宮城2号線、港1号線 (海岸線のゴミ拾い及びトイレ清掃)	土木課
	定款第4条第4号 公共的施設等の維持 管理に関する事業	2 北谷町営住宅施設管理 (1) 栄口町営団地 (2) 砂辺町営団地	・ 維持管理要請及び軽微な修繕	都市計画課
受託事業	定款第4条第5号 道路等の管理及びゴミ の収集運搬に関する 事業	3 下水道排水路清掃 (1) 砂辺御獄排水路 (2) 桃原排水路 (3) 謝苺排水路(旧役場前) (4) 謝苺排水路(健康センター前) (5) 美浜ハイツ前清掃・その他	(1) 定期清掃員 10人×1日×1回/年 (2) 定期清掃員 5人×1日×2回/年 (3) 定期清掃員 10人×1日×2回/年 (4) 定期清掃員 10人×1日×1回/年 (5) 定期清掃員 5人×1日×6回/年	上下水道課
		4 一般家庭ゴミ収集運搬業務 (1) 町内一般家庭ゴミ収集運搬	・ 塵芥車運転手 6人(月曜日～金曜日) ・ 塵芥車助手 10人(月曜日～金曜日) ・ 塵芥車運転手 2人(土曜日) ・ 塵芥車助手 4人(土曜日) ・ 一般家庭の燃やせるゴミ収集 ・ 一般家庭の燃やせないゴミ収集 ・ ボランティアゴミ受付・収集 ・ 不法投棄パトロール等 ・ 緊急時等の広報宣伝	保健衛生課
	定款第4条第4号 公共的施設等の維持 管理に関する事業	(2) 町内一般家庭粗大ゴミ収集 運搬	・ 塵芥車運転手 1人(水曜日・土曜日) ・ 塵芥車助手 2人(水曜日・土曜日)	
		5 北谷町新川墓地公園清掃 (1) 新川墓地公園	・ 定期清掃員 10人×3日×3回/年 ・ 定期清掃員 15人×4日×1回/年	保健衛生課
		6 社会福祉協議会事務所背後地斜面 等草刈清掃 (1) 社会福祉協議会事務所背後地 斜面等	・ 定期清掃員 4人×2日×3回/年	社会福祉協議会
		7 謝苺保育所背後地斜面等草刈清掃 (1) 謝苺保育所背後地斜面等	・ 定期清掃員 4人×2日×3回/年	こども家庭課
受託事業	定款第4条第5号 道路等の管理及びゴミ の収集運搬に関する 事業	8 その他受託事業	・ その他受託事業	

(3) 法人運営

法人運営事業

事業	法人運営事業	事業内容	主管課
定款第4条第6号 その他この法人の目的 を達成するために必要 な事業	法人管理事業	・ 法人運営に関する業務	北谷地域振興センター

職員研修

- | | | |
|--------------------|--------------------|---------------------|
| (1) 心肺蘇生法とAEDの手順講習 | (7) 芝管理研修 | (13) 職長・安全衛生責任者教育講習 |
| (2) 安全運転管理者等講習 | (8) 高木剪定講習 | (14) 安全管理者選任時講習 |
| (3) 車両誘導安全講習 | (9) 公益法人実務講習 | (15) 小型移動式クレーン技能講習 |
| (4) 草刈機取扱作業者講習 | (10) 地震・津波避難訓練 | (16) 防災士講習 |
| (5) チェーンソー取扱作業者講習 | (11) 高所作業車運転技能講習 | (17) 公園管理士講習 |
| (6) 遊具保守点検講習 | (12) フォークリフト運転技能講習 | |

令和 5 年度

一般財団法人北谷地域振興センター収支予算書

収 支 予 算 書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
特定資産運用益	1,000	1,000	0
特定資産受取利息	1,000	1,000	0
入会金収益	477,987,000	460,440,000	17,547,000
施設利用料収入	27,083,000	26,003,000	1,080,000
指定管理料収入	240,648,000	230,212,000	10,436,000
受託事業収入	173,369,000	167,998,000	5,371,000
物品販売収入	19,670,000	19,250,000	420,000
物品貸出収入	4,976,000	4,976,000	0
自動販売機設置収入	12,240,000	12,000,000	240,000
事業収入	1,000	1,000	0
受取寄付金	1,000	1,000	0
受取寄付金	1,000	1,000	0
雑収益	5,000	5,000	0
受取利息	1,000	1,000	0
雑収益	4,000	4,000	0
経常収益計	477,994,000	460,447,000	17,547,000
(2) 経常費用			
事業費	485,072,000	465,364,000	19,708,000
役員報酬	177,000	177,000	0
給料手当	36,164,000	35,864,000	300,000
嘱託員報酬	19,882,000	23,144,000	△ 3,262,000
賃金	174,072,000	167,094,000	6,978,000
福利厚生費	38,830,000	37,751,000	1,079,000
旅費交通費	170,000	4,000	166,000
通信運搬費	1,152,000	1,111,000	41,000
消耗什器備品費	110,000	109,000	1,000
消耗品費	8,945,000	8,702,000	243,000
修繕費	37,868,000	36,441,000	1,427,000
印刷製本費	316,000	146,000	170,000
燃料費	10,899,000	10,569,000	330,000
光熱水費	3,165,000	3,156,000	9,000
委託費	79,533,000	73,572,000	5,961,000
使用料及び賃借料	2,505,000	2,597,000	△ 92,000
工事費	1,805,000	1,205,000	600,000
原材料費	11,774,000	10,075,000	1,699,000
保険料	3,552,000	3,587,000	△ 35,000
諸謝金	5,850,000	5,579,000	271,000
租税公課	33,690,000	32,194,000	1,496,000
支払負担金	2,897,000	2,897,000	0
支払寄付金	1,000	1,000	0
雑費	95,000	60,000	35,000
役務費	1,245,000	1,025,000	220,000
減価償却費	10,375,000	8,304,000	2,071,000

収 支 予 算 書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減
管理費	3,624,000	3,527,000	97,000
役員報酬	801,000	801,000	0
給料手当	923,000	923,000	0
嘱託員報酬	421,000	411,000	10,000
福利厚生費	317,000	318,000	△ 1,000
旅費交通費	1,000	1,000	0
渉外費	230,000	130,000	100,000
通信運搬費	25,000	31,000	△ 6,000
消耗什器備品費	1,000	1,000	0
消耗品費	29,000	29,000	0
修繕費	14,000	14,000	0
印刷製本費	1,000	1,000	0
燃料費	15,000	15,000	0
光熱水費	66,000	65,000	1,000
委託費	41,000	45,000	△ 4,000
使用料及び賃借料	71,000	80,000	△ 9,000
原材料費	100,000	100,000	0
保険料	142,000	146,000	△ 4,000
租税公課	8,000	8,000	0
支払負担金	203,000	203,000	0
支払寄付金	1,000	1,000	0
雑費	62,000	62,000	0
役務費	130,000	118,000	12,000
委託金等返還支出	1,000	1,000	0
減価償却費	21,000	23,000	△ 2,000
経常費用計	488,696,000	468,891,000	19,805,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 10,702,000	△ 8,444,000	△ 2,258,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 10,702,000	△ 8,444,000	△ 2,258,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 10,702,000	△ 8,444,000	△ 2,258,000
一般正味財産期首残高	197,000,000	190,000,000	7,000,000
一般正味財産期末残高	186,298,000	181,556,000	4,742,000
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	40,000,000	40,000,000	0
指定正味財産期末残高	40,000,000	40,000,000	0
III 正味財産期末残高	226,298,000	221,556,000	4,742,000